

学校法人吉田学園 退職功労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学園に貢献した役員・職員の退職功労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役員および学校法人吉田学園 学校法人吉田学園 就業規則[第2条](#)に規定する職員について適用するものとする。ただし、大学教育職員は除く。

(支給要件)

第3条 学園への貢献を勘案し、次に掲げる要件をすべて満たす者に対して退職功労金を支給する。

- (1) 勤続年数が10年以上であること。
- (2) 定年に達したことによる退職であること。ただし、役員については、理事会で承認された退任とする。
- (3) 退職時の役職が学科長・部長・センター長・室長代理・課長代理等以上で継続して3年以上前記以上の役職に就いていること。

(基礎金額)

第4条 退職功労金は、退職時直前の役員報酬（年額）、年俸もしくは年間給与（賞与含む）を基礎金額とする。

(計算基準)

第5条 退職功労金の計算は、次の式によって計算する。

$$\text{退職功労金額} = \text{基礎金額} \times \text{勤続年数指數} \times \text{最終役職指數}$$

- 2 勤続年数指數は別表1に定めるとおりとする。
- 3 最終役職指數は別表2に定めるとおりとする。

(勤続年数)

第6条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数は、入園の日から満60歳に達した日の属する月の月末までの期間とする。
- (2) 休職期間は、勤続年数に算入しない。ただし、出向の為の休職については、その休職期間を勤続年数に算入する。
- (3) 10年以上の勤続年数について、その後の年数計算は1年に満たない月数は、6ヶ月をもって繰上げる。

(端数処理)

第7条 退職功労金の算出金額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円に繰上げて支給する。

(支給時期)

第8条 退職功労金は、原則として退職の日から1ヶ月以内に全額支給する。

(支給方法)

第9条 退職功労金は、給与の受取り口座への振込により支給する。

付 則

- 1 この規程は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成24年8月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成29年6月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、2021年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、2022年4月1日から改定施行する。

別表 1

勤続年数	10年	15年	20年	25年	30年
勤続年数指數	10%	15%	20%	25%	30%

注 1 1年毎 1 %刻み

別表 2

最終役職	最終役職A	最終役職B	最終役職C	最終役職D	副理事長	理事長
最終役職指數	1	3	5	8	12	14

最終役職A

部長、センター長、室長代理、学科長、課長代理等

最終役職B

室長、次長、副校長、課長、組織規程第12条第1項第3号、同第20条第1項第3号に掲げる役職及び理事長が同格と認める役職

最終役職C

局長、校長、組織規程第12条第1項第2号、同第20条第1項第2号に掲げる役職及び理事長が同格と認める役職

最終役職D

本部長、学園長、組織規程第12条第1項第1号に掲げる役職及び理事長が同格と認める役職